

## メドコムサービス契約約款

株式会社メドコム  
2025年1月17日

## 総則

## 第1条 約款の適用

株式会社メドコム（以下、「当社」）は、メドコムサービス契約を締結するにあたり、メドコムサービス契約約款（以下、「本約款」）を定め、これによりメドコムサービスを提供します。

## 第2条 約款の変更

当社は、本約款を民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更することがあります。本約款が変更された後のサービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項による本約款の変更について、変更後の本約款の内容及び変更後の本約款の効力発生日をインターネットその他の適切な方法により周知するものとします。

## 第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
メドコムサービス	メドコムサービス契約に基づいて当社が提供するサービスで、基本サービスとオプションサービスの総称をいいます。 当社がソフトバンクにより提供された 4G/LTE 及び 5G サービスによる移動無線通信に係る通信網及びモバイル端末を用いてインターネットプロトコルによる相互通信を提供するものです。
モバイル端末	メドコムサービス提供のために、当社が契約者に貸与する SIM *付きスマートフォン。 *SIM：通信を行うために必要な産業用チップ SIM であって契約者の情報を記憶させることができる IC カード。
標準アプリケーション	電話アプリ、チャットアプリ及びエマージェンシーコールアプリ等基本サービスにおいて提供されるアプリ。
モバイル端末管理（MDM）	メドコムサービスの基本サービスで提供され、管理者により、モバイル端末のセキュリティ管理、アプリ管理、紛失時遠隔ロック、バージョンアップ制御等を行うことができる機能。
契約者	当社との間でメドコムサービス契約を締結し、名義人となる法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）をいいます。
利用者	契約者の組織に所属するモバイルサービスを利用する職員等。
ID	モバイルサービスの利用に伴って当社が利用者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。 PPP ログイン名、ログイン名及びメールアカウント名を含むがこれらに限られない。
パスワード	モバイルサービスの利用に関し利用者を識別するために当社が利用者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。PPP パスワード、ログインパス

	ワード及びメールパスワードを含むがこれらに限られない。
契約アカウント	契約者が利用者を指定するモバイルサービスにおいて、当社が利用者ごとに付与する ID 及びパスワードの総称。
通信事業者	モバイルサービスに必要な通信回線を提供している事業者。 本約款においては、ソフトバンク株式会社をいう。
IP アドレス	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスの総称。
データ通信量	電話アプリ、チャットアプリ等、モバイル端末を使う場合に消費するパケット通信の総量。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
端末設備	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 52 条第 1 項で定義される端末設備であって、ルーター等の契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいう。
自営電気通信設備	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 70 条 1 項で定義される自営電気通信設備であって、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備のうち端末設備以外のものをいう。

#### 第4条 ID 及びパスワード

- 当社は、契約者がメドコムサービスを利用するにあたり必要な ID 及びパスワードを付与します。
- 2 契約者は、当社が利用者に対し付与する ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。
  - 3 契約者は、利用者に対して、ID 及びパスワードを第三者に利用させない管理責任を負うものとします。
  - 4 契約者及び利用者は、ID 若しくはパスワードが窃用されたこと又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
  - 5 ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条 IP アドレスの特定

- 契約者がメドコムサービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定するものとします。
- 2 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してメドコムサービスを利用することはできないものとします。

### 第1章 メドコムサービスの種類

#### 第6条 メドコムサービスの種類

メドコムは、当社が通信事業者より提供された 4G/LTE 及び 5G サービスによる移動無線通信に係る通信網及びモバイル端末を用いてインターネットプロトコルによる相互通信を提供する法人向けスマートフォンサービスです。

2 メドコムサービスには、次の種類があります。その詳細は、「別表：メドコムサービスの種類」のとおりとします。

##### (1) 基本サービス

基本サービスは、あらかじめ標準アプリケーションを搭載した SIM 付モバイル端末（以下、「モバイル端末」）・通信回線及びメドコムサービスを利用するためのモバイル端末管理（MDM）、閉域回線等を提供します。

## (2) オプションサービス

オプションサービスは、標準アプリケーション以外のアプリケーションやデータ容量追加等の追加サービスを提供します。オプションサービスは、基本サービスと併せて提供するものであり、オプションサービスのみでの提供はできません。

3 契約者は、メドコムサービスの各種利用規約を遵守の上、メドコムサービスを利用します。契約者は、利用者に対しても、利用規約を遵守させるものとします。

## 第7条 サービスの提供区域

メドコムサービスの提供区域は、日本国内に限られるものとします。

2 前項に定めるサービス提供範囲の外において契約者がメドコムサービスを利用した場合に発生した損害・トラブル等について、当社は一切関与しないものとします。また、当該利用において、別途発生した通信料等について、当社は契約者に請求することができるものとし、契約者は当社の請求に従い支払うものとします。

## 第2章 契約

### 第8条 メドコムサービスの契約の申込

メドコムサービス契約の申込は、当社所定の方法により申込を行うものとします。

2 メドコムサービスの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年法律第31号）第10条の規定に基づくものであって、契約者の名称、所在地及び契約担当者の氏名、住所、生年月日等の確認を行うことをいいます。）のために当社が別途定める書類を提出する必要があります。

### 第9条 メドコムサービスの契約の承諾等

当社は、メドコムサービス契約の申込があったときは、当社が別途定める基準に基づき承諾します。当該承諾により、当社と申込者の間に本約款の内容に基づくメドコムサービス契約が成立するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) メドコムサービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき
- (2) 申込者が、当該申込に係るメドコムサービス契約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していたメドコムサービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (4) 申込の内容に虚偽の記載があったとき
- (5) 前条第2項において、本人確認ができないとき
- (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様でメドコムサービスを利用するおそれがあるとき
- (7) その他当社が適当でないと判断したとき

### 第10条 利用資格

メドコムサービスは、契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合に限り利用することができます。

2 契約者は、メドコムサービスの利用資格を契約者の従業員にも付与できるものとします。ただし、契約者は、利用資格を付与した従業員（以下、「利用者」）に当約款を遵守させるものとします。

### 第11条 利用条件

契約者は、メドコムサービスにおいて当社から提供を受けたモバイル端末その他一切について利用者を除く第三者に利用（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合を含みます。）させてはならないものとします。ただし、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面によ

る通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2 メドコムサービスで利用するモバイル端末は、当社が指定するモバイル端末である必要があり、契約者は、当社がモバイル端末に関する接続試験その他端末に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

#### 第12条 機能制限

契約者は、前条第2項に定めるモバイル端末以外のモバイル端末によるメドコムサービスの利用及びメドコムサービスにおいて当社が指定する通信回線以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

#### 第13条 契約者の名称などの変更の届出

契約者は、その法人名、住所又は当社に届け出た事項に変更があったときは、当社に対し速やかに当該変更の事実を称する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第14条 サービス提供開始日

メドコムサービスの利用料金の課金開始日となるサービス提供開始日は、当社が指定するものとします。

#### 第15条 メドコムサービスの提供期間

メドコムサービスの提供期間は、当社が指定するものとします。

2 契約者は、第20条（契約者が行う契約解除）の規定に基づく契約解除を除き、サービス提供期間中の契約解除はできないものとします。

#### 第16条 期間満了後の利用の継続

契約者は、第15条（メドコムサービスの提供期間）第1項に定める期間の満了後、継続してメドコムサービスの提供を受ける場合は、改めて当社にメドコムサービス契約の申込をするものとします。

2 契約者及び当社は、メドコムサービス契約のサービス提供期間中に継続利用について協議し、協議の結果、継続利用することとなった場合は、サービス提供期間終了の3ヶ月前までに契約者は、メドコムサービス契約の申込を行うものとします。

3 当社は、当該申込に基づき、所定の手続を経て、承諾するものとします。

#### 第17条 サービス内容の変更

契約者は、メドコムサービス契約の内容の変更を請求できます。

2 第8条（メドコムサービスの契約の申込）第1項及び第9条（メドコムサービスの契約の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、第8条（メドコムサービスの契約の申込）第1項及び第9条（メドコムサービスの契約の承諾等）中「申込」とあるのは「変更の申込」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

#### 第18条 法人の契約上の地位の承継

契約者の合併又は会社分割等により契約者たる地位が承継された場合は、当該地位の承継をした法人は、当社に対し速やかに承継があった事実を証する書類を添えて当該内容について通知するものとします。

#### 第19条 権利義務の譲渡制限

契約者は、メドコムサービス契約上の権利義務を譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。

#### 第20条 契約者が行う契約の解除

契約者は、メドコムサービス契約の解除を希望する日の3ヶ月前までに、当社に書面にて解除希望の旨を通知し、当社が解除を承諾することにより、解除することができるものとします。ただし、オプションサービスのうち、別途解除について定めのある場合は、この限りではありません。なお、当該解除の場合は、「別表：契約解除時の違約金及び未返却損害金」とおり、当社が定める違約金を

支払うものとしします。

2 第28条（利用の制限）第1項又は第29条（利用の中止）第1項の事由が生じたことによりメドコムサービスを利用することができなくなった場合において、メドコムサービスサービスに係るメドコムサービス契約の目的を達することができないと認められ場合は、契約者は、当社に書面にて解除希望の旨通知することにより、当該契約を解除することができるものとしします。この場合において、当該解除はその通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとしします。

3 前項による契約の解除は、第1項の通知期限及び違約金の規定は適用しないものとしします。

4 当社は、前三項の規定によりメドコムサービス契約を解除する場合は、解除までに提供したサービス等についての費用を契約者に請求できるものとしします。請求についての詳細は、契約者と当社の協議の上、決定しします。

#### 第21条 当社が行う契約の解除

当社は、次に掲げる事由がある場合は、メドコムサービス契約を解除することがあります。

(1) 第30条（利用の停止等）第1項の規定によりメドコムサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から2ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しない場合。なお、当該停止又は制限が同項第1号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第30条（利用の停止等）第1項第1号から第4号のいずれかの事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 当社は、前項の規定によりメドコムサービス契約を解除する場合は、契約者に対し、あらかじめその旨を通知しします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第31条（サービスの廃止）の規定によりメドコムサービスの全部が廃止された場合は、当該廃止の日に当該廃止されたメドコムサービスに係るメドコムサービス契約の全てが解除されたものとしします。

4 当社は、第1項の規定によりメドコムサービス契約を解除する場合は、解除までに提供したメドコムサービス等についての費用を契約者に請求できるものとしします。請求についての詳細は、当社と契約者の協議の上、決定しします。

5 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、本条に基づき、当社が行った措置に基づいて契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第22条 その他の提供条件

メドコムサービス契約及び本約款に定めるほか、メドコムサービス契約に関するその他の提供条件等については、通信事業者が定める契約約款に準じるものとし、かつ当社が別途定める個別の利用規約によるものとしします。

#### 第23条 モバイルサービス利用に必要な電波整備

メドコムサービスは電波法第4条に定める無線局開設の免許を保持している通信事業者の通信回線及び通信設備を利用して提供しします。したがって、必要な電波整備については当社が通信事業者に依頼し実施するものとしします。

#### 第24条 当社が提供する以外のサービス

メドコムサービスは、当社以外の第三者が提供するサービスを含む場合があります。かかるサービスに対する責任は、これを提供する第三者が負います。また、かかるサービスには、これを提供する第三者が定める利用規約その他の条件が適用されることがあります。

2 当社は、当社が提供する以外のサービスについて、動作保証を含む一切の責任を負わないものとしします。

### 第3章 モバイル端末の貸与等

#### 第25条 モバイル端末等の貸与

当社は、契約者にメドコムサービスを利用するにあたり必要なモバイル端末及びモバイルバックアップ機器（以下、併せて「モバイル端末等」）を契約者に貸与するものとします。

2 当社は、モバイル端末にあらかじめ標準アプリケーションを搭載し、契約者に提供するものとします。

3 契約者は、当社が貸与するモバイル端末等につき、次の事項を遵守するものとします。契約者は、利用者に対しても、同様に遵守させる必要があります。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、分解、損壊、その他通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、モバイル端末等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) その他当社が利用条件を指定した場合は、その利用条件を遵守の上利用すること

#### 第26条 モバイル端末等の返還

メドコムサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他モバイル端末等を利用しなくなった場合には、当社の別途指定する期限内に、契約者は自己の責任において契約が終了したモバイル端末等を当社に返却するものとします。契約者より当社に返却されない場合は、未返却の台数に応じた損害金（以下、「未返却損害金」）を当社より契約者に請求し、契約者は支払うものとします。未返却損害金の金額は、「別表：契約解除時の違約金及び未返却損害金」に定めるものとします。

2 返却の期限や返却に要する費用等については、契約者と当社の協議の上、決定します。

#### 第27条 モバイル端末等の管理責任

契約者は、当社より貸与されているモバイル端末等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、モバイル端末等について盗難にあった場合、紛失した場合、又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3 当社は、契約者及び利用者以外の第三者がモバイル端末等を利用した場合であっても、そのモバイル端末等の貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、モバイル端末等の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害などについて、一切の責任を負わないものとします。

### 第4章 利用中止及び利用停止

#### 第28条 利用の制限

当社は、通信事業者が電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、メドコムサービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

#### 第29条 利用の中止

当社は、次に掲げる事由がある場合はメドコムサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社若しくは通信事業者の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ない事由がある場合
- (2) 当社又は通信事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由がある場合
- (3) メドコムサービスを提供するために必要なソフトウェアのアップデートを行う場合
- (4) メドコムサービスを提供するための資源のメンテナンス又は障害等やむを得ない事由がある場合

合

2 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、本条に基づき、当社が行った措置に基づいて契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第30条 利用の停止等

当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、メドコムサービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) メドコムサービス契約上の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかである場合
- (2) 第25条（モバイル端末等の貸与）及び第27条（モバイル端末等の管理責任）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反した場合
- (3) 第32条（禁止事項）の規定に違反した場合
- (4) メドコムサービスに通信事業者が提供する役務が含まれることから、通信事業者が不適切と判断する態様においてメドコムサービスが利用されたことを理由に、通信事業者から当社への役務提供を停止した場合

2 当社は、前項の規定による措置を講ずる場合は、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、本条に基づき、当社が行った措置に基づいて契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第31条 サービスの廃止

当社は、当社の判断により、メドコムサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりモバイルサービスの全部又は一部を廃止する場合は、契約者に対し、廃止する日の6ヶ月前までにその旨を通知するものとします。

3 第1項のほか、メドコムサービスの提供に用いられる他の事業者が提供する役務について、当社の責によらず当該役務の提供が廃止される場合は、メドコムサービスの全部が廃止されることがあるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当社が知得した範囲において当該役務等の提供の廃止について通知に努めるものとします。

4 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、本条に基づき、当社が行った措置に基づいて契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第32条 禁止事項

当社は契約者に対し、次の各号に該当する事項を禁止します。また、利用者が次の各号に該当する事項を行った場合は、契約者が行ったものとみなします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様においてメドコムサービスを利用すること
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様でメドコムサービスを利用すること
- (3) 当社のサービスを直接的又は間接的に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様においてメドコムサービスを利用すること
- (4) その他当社が不適切と判断する行為を行うこと

## 第5章 料金など

### 第33条 利用料金

契約者は当社に対し、メドコムサービスの利用に関して、別途当社が定める料金を支払うものとします。

2 第30条（利用の停止等）第1項の規定により、メドコムサービスの利用が停止又は制限された

場合の当該停止又は制限の期間におけるメドコムサービスの料金の額については、メドコムサービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

#### 第34条 利用不能の場合における料金の調定

当社の責に帰すべき事由によりメドコムサービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間において当該状態が継続したときは、当社は、契約者からの請求に基づき、利用料金を減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。減額の金額・方法等については、契約者と当社の協議の上、定めるものとします。

#### 第35条 料金等の請求方法

当社は、契約者に対し、導入費用を導入時に請求し、月額利用料を毎月請求します。別途解除について定めのある場合は、この限りではありません。

#### 第36条 料金等の支払方法

契約者は、メドコムサービスの料金を当社が発行する請求書に記載の支払期日及び銀行口座に従い、振り込むものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とし、支払日が金融機関休業日に該当する場合は、前営業日を支払日とします。

#### 第37条 消費税

契約者が当社に対しメドコムサービスに関する料金を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされている場合は、契約者は当社に対し、当該料金を支払う際にこれに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第38条 割増金

契約者がメドコムサービスの料金の支払を不当又は不法に免れた場合、契約者は当社に対し、その免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として支払うものとします。

#### 第39条 延滞利息

契約者は、メドコムサービスの料金の支払又はその他メドコムサービス契約上の支払債務の履行を怠った場合は、年14.6%の割合による遅延利息を支払うものとします。ただし、当該債務がその履行すべきこととされた日の翌日から10日以内になされた場合は、この限りではありません。

#### 第40条 割増金等の支払方法

第36条（料金の支払方法）の規定は、第38条（割増金）及び第39条（延滞利息）の場合についても準用するものとします。この場合において、同条中「メドコムサービスの料金」とあるのは、「割増金」若しくは「延滞利息」に読み替えるものとします。

#### 第41条 サービスの品質保証又は保証の限定

メドコムサービスは、通信事業者の通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合、その他通信事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。当社は、その場合において、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、契約者、利用者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 モバイル端末単位において、1ヶ月間にデータ通信量が5.0GBを超過した場合は低速(128kbps)となります。

3 一定時間以上にわたって通信の接続が継続する場合は、当該接続を切断することがあります。また、一定時間以上にわたって回線は接続されているが全く利用されていない無通信状態が続く場合は、当該接続を切断する場合があります。

4 前3項に定める事項のほか、メドコムサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品

質について保証するものではありません。

## 第6章 保守

### 第42条 契約者の維持責任

契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）等の法令に適合するよう維持するものとします。

### 第43条 電気通信設備の修理又は復旧

当社又は通信事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、当社は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 契約者は、契約者の端末設備又自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をするものとします。

3 通信事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合の修理又は復旧の取り扱いについては、通信事業者の約款に準ずるものとします。

### 第44条 モバイル端末の修理又は復旧

モバイル端末に故障又は滅失が生じた場合、当社は契約者の要請により、モバイル端末の本体を無償にて交換又は提供します。ただし、当該モバイル端末の滅失が生じた場合において既に無償で提供されている場合であって、前回無償で提供した日が属する月の翌月 1 日から起算して 6 ヶ月を経過していないときは、実費にて提供するものとします。故障又は滅失が生じた場合の交換又は提供に要する送料及びキッティングにかかる費用は契約者の負担とするものとします。

2 モバイル端末の故障又は滅失時において SIM の再発行が必要な場合は、契約者は、前項記載の送料及びキッティングにかかる費用に加え、再発行にかかる契約事務手数料を当社に支払うものとします。

3 モバイル端末に故障が生じた場合又は契約者がモバイル端末を滅失した場合であっても、当該故障又は滅失が生じた期間中における契約者当社間の当該モバイル端末に係るメドコムサービス契約は有効に存続するものとします。

4 滅失したモバイル端末が発見された場合は、契約者の責任において、当社の指示する方法及び手続に従って当社に返却するものとします。

5 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、契約者が滅失したモバイル端末について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

## 第7章 損害賠償

### 第45条 責任の制限

当社は、本約款において明示的に規定された場合を除き、契約者がメドコムサービス利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。ただし、通信事業者が定める「3G 通信サービス契約約款及び 4G 通信サービス契約約款」及び当社が別途定める個別の利用規約に別途定めがある場合には、当該約款及び当該利用規約の定めが優先して適用されるものとします。

2 天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、各当事者がメドコムサービス契約に基づく債務を履行することができない場合には、相手方に対して債務不履行の責任を負わないものとします。

3 契約者又は当社は、第 1 項に定める場合を除き、相手方によるメドコムサービス契約上の義務違反により損害を被った場合、当該相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。ただし、損害賠償の範囲は、本約款において明示的に規定された場合を除き、通常生ずべき損害とし、メドコムサービスの利用に関して被った損害については、メドコムサービス契約におけるメドコムサービス料金の総額を上限とします。また、通信事業者が定める「3G 通信サービス契約約款及

び4G通信サービス契約約款」及び当社が別途定める個別の利用規約に別途定めがある場合には、当該約款及び当該利用規約の定めが優先して適用されるものとします。

#### 第46条 利用責任

メドコムサービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、メドコムサービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対しその損害を賠償するものとします。この場合、第45条第3項は、適用しないものとします。

### 第8章 雑則

#### 第47条 通信の秘密

当社は、通信の秘密に係る契約者及び利用者の情報について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。

2 当社は、前項のもと、契約者及び利用者の同意がある場合、第49条（業務委託）に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含みます。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（当社の電気通信設備及び契約者の通信の安全性確保の観点から通信記録を統計処理すること、及びその処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で契約者に情報提供すること又は公開することを含みます。）、又は第三者に開示する場合があります。契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

3 メドコムサービスを利用するにあたり、契約者は、契約者の責任により前項の利用者の同意を得るものとします。

#### 第48条 秘密保持

契約者又は当社は、メドコムサービスに関連して相手方から開示された業務上、営業上、技術上の情報（以下、「秘密情報」）をサービス契約期間中はもとより、契約終了後も3年間は第三者に対して一切開示、漏洩しないものとします。ただし、第49条（業務委託）に定める委託に基づく場合には、委託先に同等の秘密保持を課した上で、委託先に秘密情報を開示できるものとします。なお、次の第1号から第4号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示時点において相手方が既に有していた情報
- (2) 相手方が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2 契約者は、メドコムサービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が契約者に開示するあらゆる情報（ただし、公知の情報を除く。）について、当社があらかじめ書面にて承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

3 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに前項の情報をメドコムサービス契約の履行目的以外に利用してはならない。

4 契約者又は当社は相手方から求められた場合にはいつでも遅滞なく相手方の指示に従い、第3項の情報及び第3項の情報を記載又は包含した文書及び記録媒体等並びにそれらのすべての複製物について、返却、廃棄その他の処分をなすものとし、相手方の要請に基づきその証明書を交付するものとします。

#### 第49条 業務委託

当社は、メドコムサービスの提供に必要な業務の一部について当社の指定する第三者に委託するこ

とができるものとします。

#### 第50条 モバイルサービス利用に必要な役務等

契約者は、モバイルサービスを利用するために必要な電気供給等の役務及び装置等は、契約者の責任において調達するものとします。ただし、契約者と当社との間で協議の上、当社が調達することとなった場合は、この限りではありません。

#### 第51条 サイバー攻撃への対処

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、係る措置の実施が法令上許容される場合に限り、これを要するものとします。

- (1) 契約者又は当社の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃を指す。以下、本条において同じとする。）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを、電気通信事業法に定める「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」（以下、本条において「認定協会」という。）に委託すること。
- (2) 契約者又は当社の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供すること。
- (3) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき、国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

#### 第52条 契約者の義務違反

契約者が、第 32 条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者がメドコムサービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償を請求されたときは、当社は契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。この場合、第 45 条第 3 項は、適用しないものとします。

#### 第53条 電磁的方法による意思表示

当社及び契約者間の書面の交付、通知、提出等は、当社が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

2 前項に基づき契約者が行うメドコムサービスの契約の申込（メドコムサービス契約の内容の変更の請求を含みます。）においては、以下の条件が適用されます。

- (1) 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電磁的方法のアカウント（フリーメールサービスに基づいて利用できるメールアカウントは除外されるほか、当社が定める範囲のものとする。）を当社に対して指定するものとします。当該電磁的方法のアカウントに対する当社の電磁的方法による送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達が到達したものとみなされます。
- (2) 当社は前号に定めるもののほか、契約者に対する連絡手段を別途指定する場合があります。その

場合には、契約者は、当該指定に応じた連絡受領手段を講ずるものとします。

#### 第54条 特約条項等

当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別途定める提供条件（以下、「特約条項等」）でメドコムサービスを提供することがあります。この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

#### 第55条 有料サービス利用料等回収代行

契約者が、他社が提供している有料サービスを利用した場合は、有料サービスの提供者（以下、「有料サービス提供者」）に支払う当該サービスの料金等を当社がその有料サービス提供者に代わって回収することがあることを承諾するものとします。

2 前項の場合、契約者は、次の各号について合わせて承諾するものとします。

- (1) 当社がその有料サービス提供者に代わって回収する有料情報サービスの料金等について、契約者が支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）は、当社は、当該有料情報サービスの料金等の回収代金を中止します。この場合、当社は、有料情報サービスの利用の際に有料サービス提供者がお知らせする有料情報サービスの利用規約等に基づき当該料金等の回収代金を中止した旨の通知等を当該有料サービス提供者及び契約者に対して行います。この場合において当社は、有料サービス提供者が当該サービスの料金等の回収のために必要な契約者の情報等を有料サービス提供者に通知するものとし、以降、有料サービス提供者が、自ら当該料金等を回収することがあります。
- (2) 前号の場合において、当社は、有料サービス提供者又は契約者から請求があったときは、当該契約者回線からの当該有料情報サービスへの接続を中止する措置をとることがあります。

#### 第56条 法令に規定する事項

メドコムサービスの提供又は利用にあたり、メドコムサービス契約、本約款その他のメドコムサービスに関して当社が定める利用規約において定められている事項を除き、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第57条 個人情報保護

当社は、法令及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、契約者の代表者、利用者の個人情報を適切に取り扱うものとします。なお、「個人情報」とは、当社がメドコムサービスを行う上で、自らが収集しかつ管理する個人情報、又は契約者及び利用者から提供された個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報を指す。

2 当社は、メドコムサービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) メドコムサービスの提供に係る業務を行う（業務上必要な連絡、通知等を契約者及び利用者に対して行うことを含みます。）こと
- (2) メドコムサービスの維持改善を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと
- (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含みます）を電磁的方法等により送付すること
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること

3 当社は、契約者及び利用者の同意に基づき、必要な範囲において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、メドコムサービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合は、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項に係らず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信

者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第5条に基づく開示請求の要件が充足された場合及びその他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第58条 専属的合意管轄裁判所

契約者と当社の間でメドコムサービス契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を契約者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第59条 準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

附則

2022年3月1日施行

2024年4月1日一部改正（商号及びサービス名の変更）

2024年11月15日一部改正（オプションサービス関連規定の変更）

2025年1月17日一部改正（基本サービスの項目変更）

## 【別表：メドコムサービスの種類】

## 1. メドコムサービスの種類

メドコムサービスの種類は、以下のとおりです。

## (1) 基本サービス

項目	サービス内容
メドコム	SIM付モバイル端末（貸与）・回線・標準アプリケーション（通話・チャット・カメラ等）をセットで提供します。
かけ放題ありプラン	<p>■通話 電話交換機を介して、データ通信による内線・外線通話及び090及び080を利用した通話ができます。 090及び080を利用した国内通話料は無料です。 国際ローミング通話料、国際電話通話料、ソフトバンク衛星電話サービス、おしらべダイヤル、0180、0570等ソフトバンク以外の企業が料金設定している一部の電話番号への通話料及び番号案内（104）は無料通話の対象外とします。</p> <p>■データ通信 1ヶ月・1台あたりのデータ通信量は5.0GBまでとします。5.0GBを超過した当該端末は128kbpsmへ低速となります。ただし、低速となった場合は、オプションサービスを利用することで、データ容量を1GB単位で追加できます。</p> <p>■SMS SMSの受信は無料です。 一部機種とのメール送受信、メール容量が300KBを超える大容量ファイルの添付機能、国際メールでの送受信や海外での利用には通信料が発生します。 送信に関してはソフトバンク携帯電話宛は無料、ソフトバンク以外の携帯電話端末宛は3円/通です。なお、送信文字数が70文字（半角英数字のみの場合160文字）を超える場合には別途料金が発生する場合があります。</p>
かけ放題なしプラン	<p>■通話 電話交換機を介して、データ通信による内線・外線通話及び090及び080を利用した通話ができます。 090及び080を利用した国内通話料は従量課金制です。</p> <p>■データ通信 1ヶ月・1台あたりのデータ通信量は5.0GBまでとします。5.0GBを超過した当該端末は128kbpsmへ低速となります。ただし、低速となった場合は、オプションサービスを利用することで、データ容量を1GB単位で追加できます（。</p> <p>■SMS SMSの受信は無料です。 一部機種とのメール送受信、メール容量が300KBを超える大容量ファイルの添付機能、国際メールでの送受信や海外での利用には通信料が発生します。 送信に関してはソフトバンク携帯電話宛は無料、ソフトバンク以外の携帯電話端末宛は3円/通です。なお、送信文字数が70文字（半角英数字のみの場合160文字）を超える場合には別途料金が発生する場合があります。</p>
閉域回線・光回線	メドコムサービスの利用に必要な回線。
モバイルバックアップ（データカード付）	メドコムサービスの利用に必要なバックアップ装置。
ネットワーク監視	メドコムサービスの利用時のネットワーク監視。
標準保守	メドコムサービス利用時のネットワーク監視。

## (2) オプションサービス

項目	サービス内容
プライベートクラウド	メドコムサービスに、電子カルテ連携等をする際に必要となる環境。
データ容量追加	1ヶ月・1台あたりのデータ通信量の5.0GBを超えた場合は、1GB単位でデータ容量を追加購入できます。
ビデオカンファレンスアプリ	ビデオ通話のためのアプリケーション。オプションとして、モバイル端末に追加搭載できます。 (2024.2 新規受付停止)
DeepInstinct	ランサムウェア対策ソフト

## 【別表：契約解除時の違約金及び未返却損害金】

## 1. 違約金

メドコムサービスの契約解除時の違約金は、以下のとおりとします。

## (1) 基本サービス

項目	金額（消費税別）	
モバイル端末	1台あたり	30,000円
モバイルバックアップ	1契約あたり	60,000円
標準保守	1契約あたり	月額利用料×契約残月数
閉域回線・光回線	1契約あたり	月額利用料×契約残月数

## (2) オプションサービス

項目	金額（消費税別）	
プライベートクラウド	1契約あたり	月額利用料×契約残月数
ビデオカンファレンス	-	違約金対象外
データ容量追加	-	違約金対象外
DeepInstinct	1端末あたり	月額利用料×契約残月数

\*契約残月数： 契約時のサービス提供期間月数-（サービス提供開始日から解除日までの月数）

## 2. 未返却損害金

契約解除時又は契約終了時の未返却損害金は、以下のとおりです。

項目	金額（消費税別）	
モバイル端末	1台あたり	50,000円
モバイルバックアップ	1台あたり	40,000円